

平成21年11月城南衛生管理組合総務常任委員会

開催日時 平成21年11月18日(水)午前10時

開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員(10人)

委員長	原田 周一
副委員長	菱田 明儀
委員	田辺 勇氣
委員	森田 泰雄
委員	大西 吉文
委員	園崎 弘道
委員	青野 仁志
委員	西川 博司
委員	藤田 稔
委員	向野 憲一

欠席委員(1人)

委員	樋口 房次
----	-------

説明のため出席した者

専任副管理者	吉村 弘
事業部長	稲石 義一
施設部長	浅田 清晴
理事	桑野 信一
理事	村主 安男
広報情報課長	長村 優
総務課主幹	清水 孝一
参与	芦原 昇

事務局	局長	宇野 敏彦
-----	----	-------

会議次第

1 議題

1) 報告事項

① 平成21年度給与改定について

② 城南衛生管理組合地球温暖化対策実行計画書（第2期）地球元気プランⅡについて

2) 協議事項

① 閉会中継続調査の申し出について

3 その他

午前9時56分 開会

○原田周一委員長 おはようございます。

本日は、総務常任委員会を招集いたしましたところ、委員各位におかれましては、何かとご多忙の折りにもかかわらず、ご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

会議前の連絡事項について、ご報告を申し上げます。樋口房次委員から欠席の届け出がありますので、ご報告を申し上げておきます。それと、森田委員と、大西委員が、少し遅れるという連絡が入っておりますけれども、一応、このまま始めさせていただきますが、よろしく願い致します。それでは、ただ今から総務常任委員会を開催いたします。

始めに、理事者からのご挨拶がございますので、お受けしたいと思います。

吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 おはようございます。朝晩少し寒くなりまして、今日も本当に温度が大分下りましたんですけれども、今日は早朝よりご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第でございます。早速でございますが、本日の総務常任委員会でございますが、2つの事案について、報告をさせていただきます。一つは、平成21年度の給与改定について、でございます。本案は、平成21年度の職員給与の改定に関しまして、職員組合、いわゆる労働組合との折衝、協議を何回か重ねて参りまして、お手元にお配りを致しております資料のとおり先般、合意に至ったところでございます。来る24日に再開されます定例議会に提案を致したく、ご報告を致すものでございます。これにつきましては2枚物で給与改定ということで、労使交渉の妥結内容をここに書かせてもらっておるところでございます。住居手当も以前より、廃止をしたいということで、労組にずっと申し入れをしておりましたけれども、中々、当方の思うようには中々、まあ、交渉でございますから向こうの方の主張もございまして、いきませんので、23年度には1千円にしようかということになりました。

て、24年からは構成市町、あるいは京都府の状況を踏まえてですね、減額についてこれから又、もう一遍交渉をしようというところで妥結をしたところでございます。また詳しくは、事業部長の方から説明をさせて頂きたいと思っております。それから2枚目は人勧の勧告でございますが、18年から19年に掛けて、これ給与のアップの勧告が当時、出ておった訳でございますけれども、しかしこの18年度の、この資料の一番上に書いてございますが、当局の労組への提起という欄でございますが、15年の人勧ではもう既に住居手当を廃止をしたいという人勧が当時出ておった訳でございます。それとその差引交換をしようという提起を実は18年でやった訳でございますが、中々うまくいなくて、で、19年でもそんなことございまして、差し引きでいこかと、19年は、この勤勉手当の0.05か月分のアップがございましたけれども、これも住居手当との相互交換みたいな形で交渉もやりましたけれども、保留ということに相成った訳でございます。それぞれ労組は労組で計算があったようございまして、その辺は又、事業部長の方から申し上げますけれども、お互い計算づくで、保留といひましても、まあまあ、これでしょうがないかなという半分了承的な話ございまして、今年は一括解決をしたということでございます。後一件は、本組合の地球温暖化対策の実行計画でございます。第2期の地球元気プランという名前を我々付けておりますけれども、先月作成を致しましたので、その概要について報告を致したいと思っております。どうぞよろしくご協議を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶と致します。本日は大変ご苦勞様でございます。ありがとうございます。

○**原田周一委員長** ありがとうございます。それでは本日の議題に入りたいと思います。本日の議題は、報告事項として2点ございます。先ず一点目、平成21年度給与改定について、二点目が、城南衛生管理組合地球温暖化対策実行計画書（第2期）地球元気プランⅡについてでございます。それでは、一点目の平成21年度給与改定について、説明をお願い致します。 稲石事業部長

○**稲石義一事業部長** それでは只今議題となりました、報告事項の1つ目で、平成21年度の給与改定についてご説明を申し上げます。お手元の方に資料を配付いたしておりますが、その資料の2ページ目をご覧頂きたく存じます。ここでは平成18年度から今年度までの人事院勧告の概要及びその実施状況を記載を致しております。ご案内のとおり、人事院勧告これは、公務労働者における労働基本権の制約の代償措置の根幹をなすものとしたしまして、公務員給与が民間企業水準から乖離しないように労使関係の安定、効率的な行政運営を維持する上で必要なものであるという理由によりまして、制度化されているものでございます。

それでは平成18年度の人勧分より順にその概要を説明させていただきます。

18年度の扶養手当につきまして、少子化対策が我が国全体で取り組まれている中で、扶養手当における3人目以降の子と2人目までの子の手当額の差を改める必要があることから、19年4月1日から3人目以降の子等に支給しております扶養手当5,000円を1,000円引き上げまして6,000円にするという内容でございました。これに対しまして、当局は労働組合の方にどういった提起を行なったかと申しますと、先ほど専任からもございましたように、既に15年度の人事院勧告によりまして、自宅に係る住居手当、これにつきまして、国では新築・購入後5年間に限定して月額2,500円を支給をし、またその5年を超える部分につきましては、月1,000円を支給をしておいた訳でございますが、5年間に限定して5年超の1,000円を廃止すると。こういう内容でございました。それを城南衛生管理組合におきましても、国基準に合わせるということを条件に扶養手当の引き上げ、先ほどの1,000円の引き上げを実施するという提起をさせて頂いたところでございます。この事案につきましては、数度にわたります労使協議・交渉の結果、合意妥結に至らず保留となっているものでございます。次に、その下の下段に記載の管理職手当の定額化でございますが、これは管理職員の職務、職責を端的に反映できるよう、年功的な定率制から職務級制の定額制に改めるものでございまして、平成20年度の激変緩和措置を経て、本年度より完全実施と致しているところでございます。次に、19年度でございますが、人勧分といたしましては、初任給を中心に3級までの若年層に限定した給料表を、引き上げ改定を実施する。二つには、扶養手当につきまして民間の支給状況等を考慮するとともに、少子化対策にも配慮することといたしまして、子等に係る支給月額を、現行は6,000円だった訳ですが、これを500円引き上げて6,500円にするという内容でございました。三つ目は先ほどもございましたように、勤勉手当についてでございます。民間の支給割合に見合うように、0.05月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当の合計支給月数を4.45月分とする。以上の3点がこの年の人事院勧告の内容でございました。これに対しまして、当局の労働組合への提起内容でございますが、先ほど申し上げました住居手当を国並みにするというのを減額改定に加えまして、初任給基準を国並みに引き下げる。こういう2点を条件に19年度の人勧を実施すると。こういう内容でございました。初任給の基準でございますが、国では大卒1級の25号級でございまして172,200円でした。高卒が1級の5号給で140,100円でした。一方、城南衛生管理組合は大卒で4号級高く、1級の29号給で176,800円。額に致しますと4,600円高うございます。又、高卒の1級の13号給は148,000円で8号給高く、額に致しますと、7,900円高いというような内容でございました。この分を繰り延べするというような条件の基に交渉を進めた訳でございますけれども、この年も労使協議・交渉の結果、合意妥結に至らず保留扱い

となっているものでございます。次に20年度でございますが、この年は勤務時間に関する勧告のみとなっております、給与に関する勧告はございませんでした。次に、21年度でございます。本年度の人事院勧告につきましてはご案内のとおり、2回に分けて行なわれました。まず、今年の5月1日に人事院は、民間の夏季一時金が前年度より大きく減少することがうかがわれることから、民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当ではなく、可能な限り民間の状況を反映することが望ましいこと、12月期の特別給で1年分を精算すると大きな減額となることを考えますと、本年6月期の特別給の支給月数について何らかの調整的な措置を講ずることが適当と。このようにされまして、暫定的な措置として6月期の支給月数の一部マイナス0.2月分これを凍結すると。こういった特例措置が勧告の中に盛り込まれたものでございます。この6月期の特別給の凍結につきましては、本組合では未実施となっております。また、8月11日の勧告でございますけれども、一つには民間給与との格差の大きさ等を考慮し、給料表を引き下げるといふふうになされました。しかし、初任給を中心に3級の一部までの若年層は引き下げを行わない。こういうことが一つ勧告されました。二つには自宅に係る住居手当につきまして、先ほど申し上げました平成15年に勧告された部分で残った分新築・購入後5年に限り支給している月額2,500円これを廃止すると。こういう内容でございました。三つ目は期末・勤勉手当につきまして、民間の支給割合に見合うように、期末手当につきましては、3月分を0.25月分減じ2.75月分に。また、勤勉手当につきましては、1.5月分を0.1月分減じ1.4月分に。それぞれ引き下げることと致しまして、全体では4.5月分を0.35月分減じ4.15月分に引き下げると。こういう内容でございました。なお、本年度については、6月期の特別給を凍結していた分、先ほど申し上げましたマイナスの0.2月分でございますけれども、これを支給しないこととされまして、これを差し引いた残りの支給月数分マイナスの0.15月分でございますが、これを12月期の特別給から差し引くと。こういう内容になってございます。本年度の労働組合との交渉事項でございますが、先ほど専任からもございましたように、これまでの保留扱いとなっております18年度と19年度の2ヵ年分、これと本年度の人事院勧告分の全てを一括して交渉対象項目と致したところでございます。労働組合とは9月より数回にわたり折衝を重ね協議・交渉を行ないました結果、11月2日に合意妥結に至ったものでございます。その内容につきましては、資料の1ページの方にまとめておりますので、ご覧頂きたく存じます。まず、上段の表でございますが、期末・勤勉手当の支給率について記載をいたしております。19年度と20年度では、期末手当につきましては本組合の支給率は国と同じでございますが、勤勉手当につきましては、先にご説明申し上げましたとおり、国においては19年度に0.05月分引き下げられましたが、

本組合では労使交渉が合意妥結に至らず支給率は18年度水準のまま据置きとなっております。20年度も同様の状況でございます。21年度でございますが、先の説明の通り、国におきましては6月期の期末・勤勉手当の一部、期末でマイナス0.15月分・勤勉でマイナス0.05月分。合計致しますとマイナスの0.2月分を凍結しておりまして、また、12月期の期末・勤勉手当については、期末でマイナスの0.1、勤勉でマイナスの0.05。合わせますとマイナスの0.15月分を引き下げることとされております。まず、期末手当につきましては、これまで国の支給率と乖離がなかったことから、本年度の年間支給率を国に準じてマイナスの0.25月分引き下げることと致しますが、6月期の凍結分マイナス0.15月分でございますが、これが未実施となっていることからこの分を12月期の引き下げ分、マイナスの0.1月分に加算し、支給率を現行の1.6月分から1.35月分とする調整措置を講じることと致したものでございます。なお、22年度からは6月期及び12月期とも国に準じた支給率と致しております。一方、勤勉手当につきましては、19年度人勸で引き上げられました0.05月分がこの間据え置きとなっております。更に、19年度・20年度の2ヵ年では合計で0.1月分低くなっております。更に、19年度・20年度・21年度の3ヵ年比較で云いますと、21年度を現行の支給率で据え置いたとしても、国の人勸後と比べ合計でマイナスの0.05月分ということで低くなる訳でございます。このため、これまでの労使交渉の経過を踏まえまして、本年度の勤勉手当の支給率を現行通りと致しまして、翌年の22年度から国水準に減じることと致したところでございます。次に、二つ目の住居手当の表でございますが、下段の新築・購入後5年間に限定した月額1,500円月額1,500円の加算これにつきましては、本年12月1日から国に準じて廃止といたします。上段の一律2,500円の独自措置についてでございますが、京都府等の支給状況を考慮し、平成21年12月1日から22年3月31日まで、現行から500円を減額致しまして、2,000円に。又、平成22年4月1日から平成23年3月31日までにおきましては、更に500円を減額致しまして、1,500円に。平成23年4月1日以降、更にマイナス500円を減額致しまして、1,000円にという、激変緩和措置を講ずることと致しまして、24年度以降につきましては、先ほどもございましたように京都府及び構成市町の支給状況を踏まえまして、減額について協議を行なうことと致したところでございます。次に、3番目のその他でございますが、18年度・19年度・21年度の人事院勧告にかかる給料・扶養手当の改定につきましては、いずれも本年12月1日から国に準じて実施することと致しております。なお、本年度の人事院勧告に基づきまして、特別職、専任副管理者の特別給の減額及び再任用職員の給料・特別給につきましても、この資料には記載はございませんが、国に準じた減額改正を行なうことと致しております。

また、これら給与改定に伴います条例改正及び補正予算につきましては、次週再開されます本会議に追加提案をさせて頂きたく、手続きを進めておりますので、併せてご報告を申し上げます。

以上、平成21年度の給与改定の概要報告と致します。よろしくお願い申し上げます。

○原田周一委員長 説明が終わりました。それでは質問等があればお聞き頂きたいと思しますので、どなたかご質問ございませんでしょうか。 田辺委員

○田辺勇氣委員 これが12月1日から施行されて、給与が減額になるということなのですが、年収で、ベースで云々と平均どれぐらいの額が引き下げられるのか、教えて頂きたいと思えます。それと住居手当のところの、平成24年度からの分で、平成23年度で、京都府及び構成市町の状況を踏まえというところがあるので、今の構成市町の状況というのが分かれば教えて頂きたいと思えます。

○原田周一委員長 桑野理事

○桑野信一理事 一点目の年額の減額でございますが、1人当たり平均でございますけれども、1万円ちょっと、ということになろうかというふうに考えています。それから住居手当の構成団体の状況でございます。特に月額分が今回、主な労使交渉の争点でしたので、そのみ今、把握しているところをご報告致しますと、宇治市につきましては月額4,100円。城陽市が2,000円。八幡市が1,000円。久御山町が1,000円。宇治田原町が2,300円。井手町は無しということで、現在のところ把握を致しております。

○原田周一委員長 他に質問ございませんでしょうか。

○吉村 弘専任副管理者 ちょっと委員長、補足説明よろしございますか。

○原田周一委員長 吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 この2枚ものの、2枚目を見て頂きますと、15年度人勧による住居手当の減額と書いてございますけれども、それを18年度で提起というようなふうには写るんですけど、実際はそうじゃなくって実際には15年度から交渉の項目に挙げております。しかし他に優先順位をすべき項目がございます

して、それを少し申し上げておきたいと思います。一つは、月額特殊勤務手当、これが部長以下、全部毎月1万2千円出しておりました。これをもう最優先で交渉を致しておりました、廃止をしたいということでございます。それから職員互助会ですね。これ福利厚生施策ですが、職員互助会を解散を目標にやっております、それも平成18年の3月末に解散を致しましたけれども、そういう交渉もやっておりました。それからクリーン21長谷山、新工場を造っておりましたけれども、あの民間委託の交渉、これも大きな交渉でした、やっておりました。それから組合専免ですね、専免、勤務時間内に出来る労働組合の活動でありますけれども、それをやっております、これを交渉だけということでございまして、執行委員会とか色んなのがこの勤務時間中もございましたけれども、そういうなものは廃止を致しまして、交渉のみということにすると、そういう交渉も致した訳でございます。そんなことをずっとやってきまして、どうしても住居手当が後回しになったというのが、我々当局もそうでしたし、向こうの方もそんな形で中々集約も出来なかったという経過を、一つ申し上げておきます。それからもう一つは20年でありますけれども、人勸で時間短縮を致しておりますが、これもここに書いてございますように労組への提起で、他の行政改革を伴う施策の実施と併せて慎重に行なうと、これは何かと云いますと、我々やってきたのは保養専免の廃止をしました。これは5日間でしたけれどもこの21年度は2日、来年度はゼロということで、合意を致しました。それと日帰り出張の日当廃止です。これも先生方、ご案内のようにこの前議会で、手を挙げて頂きました。廃止しました。それと交換で、勤務時間を短縮するというので、この施策の実施と併せて慎重に協議というのは、そういう内容でございますので、申し上げておきたいと思っております。やはり交渉というのは、戦略・戦術でしてね、どう結果を出すかということが、やっぱり向こうも戦略を持っていますから、結果を出すということが大事なんです。ということでしております。それともう一つ、この期末・勤勉手当なのですけどね、今、事業部長2. 何か月とか、1. 4とか言いましたけれどもね、複雑で分からんのです中身は、ちょっと申し上げます。今日は議会運営委員会が無いので、総務委員会なんでね、ちょっと先生方に理解を頂きたいなと思っておりますが、1. 4とか言っていますけどね、違うのです。これ期末手当先ず、ご理解頂きたいのですが、どのベースで掛けるかということですよ、1. 何か月を。普通民間やったら本俸掛ける何か月なんです、ハッキリ云うて、違うのです。これプラス扶養手当が入るのです、扶養手当入りましてね、これに、この本俸・扶養の合計に対する地域手当が入ります。今、宇治やったら何%ですか先生、7%ですか、うちは6%なんですけどね、本俸と扶養の6%を足します。これに支給率、さっきから1. 何か月か云っていますけど、掛けるのです支給率を、こうなっているのです。これだけに留まらないのです実は。悪く云うたら底上げをしとるの

です、これを。役職加算というのがあるのです。役職者は例えば5級とか・6級とか・7級といきますと、これに5%から20%、これ役職加算というのです。上になるほどこの加算率がアップするのです。それがここにオンされますので、本俸見ときゃ、あの人40万やろうなというて、2.何ヶ月で大体80何万ですよ、違うのです、百何万貰いよるのです。というのがあります。これだけやったら良いのですけどね、うちはこれ（役職加算を指す）やっています、衛管はこれやっています、これは15にはしていますけどね最高は、5から15です。これは主任とか、主査とか、係長。補佐が8になっています。課長は10にして、部長は15にしています。こういう加算があるのです。もっと云いますけど、これだけに留まらんところがありますわ。管理職加算というのがあるのです。管理職加算これが5から25ぐらいまでですかね、ちょっと分かりませんが市町村によって違いますから、あります。この役職加算というのは役職の責任に応じて出るのですけど、これは管理・監督職員に対して出ます。その加算なのですね。これを更にまたオンです。うちは、これはありません衛管は。さすがにやっていませんけど、これだけさせてもろてますけど。ということで民間では考えられんことをやっています。これ人事院の勧告であるのですけどね、だから内閣総理大臣は20と25ですわ、45%しています。ずっとこれまでの総理大臣皆そうですけどオンされています。京都府知事も20と25がオンされますということです。ですからそんなことでありますので、総務委員さんですからご理解を頂いたらどうかと思っております。それから勤勉手当なんですけどね、これも同じなんです。勤勉手当もまた悪いことをしとるのです。これも申し上げておきます。透明性のある行政をしていますので。勤勉手当これも本俸、本俸に対する地域手当、これに支給率掛けます。これ扶養入っていませんよね、前に申しましたけど、期末手当というのは、これは生活給なんです、勤勉手当というのは、これは成績給なんです。仕事を頑張ったかどうかで、成績給与なんです。ですからこれは、扶養手当入ってましたですね、勤勉手当は、扶養手当を入れたらあかんのです。どんだけ仕事して何ぼやから、あかんのですけど、入れているところがあります。例えば結婚して奥さんもろた人は、配偶者扶養手当13,000円付きます。これが勤勉手当にハネカエっているところがあります。扶養手当もろてる職員の方が、同期の職員同士であっても、勤勉手当をようけもろてるというのがあるのです。おかしいのですこれは。そういうところもあります。うちはやっていませんけど。しかしね、条例上では又、可笑しいことが書いてあるのです。それはうちはやらせてもらっているのですけどね、どういうことか云いますとね、本俸と扶養それからこの地域手当ありますね、この例えば勤勉なら勤勉で今、年間事業部長1.4やったかな、年間1.4ですね、これ総額で、扶養も入れて総額の財源出ますよね、うちやったら何千万になりますけど、これを超えない範囲でこの支給

率アップしても良いんですよというのがあるのです。ですからこの分が支給率に跳ね返ってもよろしいよというのがあるのです。ですから実際は1.4ヶ月ですけど、1.4238ぐらいとかね出るので。これは許されているのです。これをうち、やっています。しかし一人一人のデータに扶養手当を入れたり、それはやっていません。あの地域手当も可笑的ですよ、地域手当6%とか、3%とか云いますよね、でも扶養手当入っているのですベースに、それから管理職手当入ります。それで、6%とか3%とかですね。これも分かり難いですわ。民間の感覚から云うと、もう人事院いらんのとちやうかなと思って、事業仕分けしてもらわないかんぐらいですねと、思いますけれども。(藤田 稔委員: 勤勉手当で途中退職した人とか、処分を受けた者は、勤勉手当減額ということは、やっぱりやっておられる訳ですか。) 勿論減額しております。(藤田 稔委員: 途中退職なんかは、今の総額の中で、皆に振り分けられるけど、総額が決まっているから0.00なんぼかで皆に振り分けられるけど、やはり、減額された人の分もそこに、総額の中に入る訳ですわね。) 総額の中に入りますね。(藤田 稔委員: 後の者は、悪いことをしゃはった分、飛ばして、ようけ貰えるということに勤勉手当としてはなっているということやね。) ですから、扶養手当をもらっている職員が多い地方公共団体の方が、支給率が高くなる訳ですね。今、先生おっしゃられた、極まれでしょうけど、分限処分を受けたとかでしょうけど、そんなんは、あるのはありますけど、そんなことでありまして、この場は議運じゃありませんので、議運は議案しか説明しませんけれども、そんなことをちょっと申し上げておきたいなと、思っております。以上でございます。

○原田周一委員長 桑野理事

○桑野信一理事 先ほどの答弁で、年額が1万ちょっとというふうに申し上げましたけれども、すいません。一番大きな期末手当の0.25分の減額が抜けておりました、正確に申し上げますと、期末・勤勉を除きます、給料、地域手当、扶養手当、住居手当これら関連で、年額が12,300円でございます。それから期末・勤勉手当で112,690円。合計124,990円。約125,000円というのが年額の減額でございます。失礼致しました。

○原田周一委員長 他にご質問ございませんでしょうか。藤田委員

○藤田 稔委員 今、ご丁寧に説明を頂きまして、又、人事院勧告に応じたような給与改定をやって頂くことで、それぞれ構成市町は非常に、市民の税金の中からこの経費を出していくという上において、非常にありがたいことなのですけれど

も、組合交渉の中におきまして、やはり組合員の生活ということも又、勤務意欲ということにもやはり影響するかなというふうに思うのですが、その点でどのような感じで交渉をやって頂いてきたか、ということが先ず一番心配なのです。こういう環境行政の中で、やはり職員の皆さんがきちっと仕事して頂くためにも、やはり納得がいく話し合いというものを、やはり続けて頂きたいと思っておりますので、その辺で問題点は無かったかということをお聞きしたいのが一つと。それと私、前に議長、何年か前にも寄せて頂いていたのですが、その時から今回寄せて頂いて感じたことは、庁内入って来ましたら、職員の皆さんが非常に立ってご挨拶して頂くのですね。ああいうことはなかって、私も個人的に民間企業等へ、社長なり管理職の方を尋ねていけば皆、そういう担当の方はパッと立って、いらっしゃいませとか、ありがとうございますとか、色々おっしゃって頂くそういう姿勢ですね、その姿勢に似た職員の皆さん方の行動が最近、きちっとやって頂いているので、感じとして、非常に良い感じを受けておられるのですけれども、その辺で先ほどの質問からね、職員の皆さんもきちっとやって頂いているのかなとは思いますが、その辺でちょっと心配をしていましたので、その辺だけ、交渉経過等でお話があればお伺いさせて頂きたいと思っております。

○原田周一委員長 稲石事業部長

○稲石義一事業部長 交渉の経過でございますけれども、先ほども18年度の部分から、アップ部分と、マイナス部分の兼ね合いで、保留扱いになっておったということでございます。ただ、それは18、19の2ヵ年の扱いでございましたが、すけれども、今年度、21年度ボーナスの部分で0.35月分という形で大きな減額が勧告された訳でございます、そうしますと、やはり今、藤田委員がおっしゃったように、仕事に対するモチベーションが落ちていくと、こんなこともございましたので、当方が提起を致しました住居手当につきましても、廃止するという提起内容でございましたが、今般のような激変緩和措置を講ずるというようなこと。又、19年度に引き上げられました勤勉手当の0.05月分につきましても、今年度の0.35月分のマイナスを考慮いたしまして、その内の19、20年度では0.1月、本来ならアップになつた訳ですけれども、その半分程度を回復措置として配慮するというようなことも、総合的に判断させて頂いて18、19、21年度の人勧、トータル的にどういう形で職員の処遇改善みたいな形になっていくのかということも判断の中に入れて、今回のような条件で決着したということでございます、労働組合につきましても、これについては一定の評価を下されているということでございます。また、マナーの問題で

ございますけれども、昨年度に職員の人材育成計画なるものを策定いたしまして又、職員研修についても併せて実施するというので、昨年度は、管理職、一般職別々なのですが、講師を招きましてマナー研修を実施したところでございます。また総務課からは電話対応、これにつきましても、きっちり所属課、又、名前を事前にきちっと答えていくというような事の徹底も図っておりまして、やはりそういうことで、給与面の色んな面もございますけれども、そういうマナー面の研修も致しまして、城南衛生管理組合全体の住民の皆様方からそういう目で見られるように、心掛けていくということでございますので、ご理解頂きたいと思えます。

○原田周一委員長 藤田委員

○藤田 稔委員 どうもありがとうございます。非常に職員の皆さん方の勤務意欲が高くなっているということ、常に肌で感じさせて頂いたわりに、待遇面で厳しくやって頂いているので、その辺で多少私、心配をしておった訳でございますけれども、その辺、研修等も通じ立派にやって頂いているということをお聞きして、安心しております。今後とも引き続きよろしくお願い致します。

○原田周一委員長 他に、向野委員

○向野憲一委員 直接この問題と係わりは無いのですが、今の人勤制度の中で、こういう社会的に大変、百年に1度と云われる不況の中で、民間の水準が低いからということで、段々抑えてくる。そうしたら民間の方もより一層抑えられてくると、やっぱり購買力が劣ってくるというのも明らかですし、そういう中で悪い方のサイクルばかりになって、益々、後退になっていくという気がするのですが、それについてどのようなお思いをお持ちでしょうか。

○原田周一委員長 吉村副管理者

○吉村 弘専任副管理者 公務員の給与というのは、人事院の説明ですれば、民間準拠ですよ。ですから民間の景気がどうなるのかということに、実にそれに掛かっていると思うのです。ですからこれは、公務員の給与を下げたから民間が下って、それが又、悪循環になっていってるとのことじゃ無しに、日本経済全体、世界のグローバルな経済全体の話でもあろうかと思えますので、私は住民の税金を使って仕事をさせて頂いているということの中では、やはり民間に準じた給与であるべきであると思っております。しかし、民間が上がれば勿論、公務員も上が

るということをごさいますて、公務員が先に上げて、民間がついてくるということには中々私は、ならないのじゃないかなと思うのです。ですから今先生おっしゃられるように、やっぱり日本の経済をこれからどう活況付けていくかということだろうと思うのですけれど、その政策をこれから頑張ってもらいたいなというふうには思っております。これはもっと大きな話ですね、日本経済、世界経済の話でありますけれども、お陰様で中国の経済も大分良いようございまして、何か中国の電力の消費量も大分増えているというようなことも聞いたり、色々していますので、その辺にも期待をしながらさせてもらいたいなと思っております。それから、衛管の給料を翻って考えてみますと、あまりこうガチガチに人事院の言うように、がんがんに縛ってしまうという、今、藤田先生おっしゃったですけれど、そういうことは良く考えてやりたいと思っております。例えば私、今日申しませんでしたけれど、通勤手当なんかそうですね。国より高いのです。云うてみたら相当高いです。相当高いですけど、此処はマイカーでしか通勤できませんので、そういったことで車の償却とかいろいろなことを考えて設定させてもらっています。その代わり駐車代金を取っています。月、660円を取っています。そんなことをやっぱり、厳しいところと、これはしょうがないなというところと、二つきっちりと使い分けながら私は、判断をさせてもらっているというふうに思っているところございまして。地域手当もそうなのです。22年度までは6でいかして欲しいと、色々ありますよ、例えば宇治田原は無いとか、井手町はゼロだとか色々ありますけれども、今は宇治市さんの方に合わせてもらっているのです。この地域手当もいい加減なことではね、ハッキリ申し上げて。この狭い南部でお前とこは6や、お前とこは3や、井手町や宇治田原はゼロやというのは、この前ね、監査委員さんがあったのです。どう思われますと、この狭いところで、6や3やゼロや云うとるのやけど、どないです専任副管理者さんどうですとおっしゃったのですけども、私は、そう思います。この狭いところで生活圏、職員おりますけれど、生活水準それやったら宇治田原ゼロでいいのかと、宇治田原、他とそんだけ差があるかと、そんな差ないですよ、同じとこで、そこのコウナンやとか、イオンで買い物してますよ、皆。そんなこともありましてね、ちょっと可笑的のじゃないかなと思うのですね。例えば市町村、合併すれば全部6ですよ、これ。みんな高いとこに合わす訳ですから。今はそういう雰囲気はもう無いですから云いませんけれども、そんなことありますよね。ひところはありましたんですよ。だから、6で取り合えずストップしとこかという気持ちもありまして、取り合えず6にはしてるのですけど、また、それは議論しますけど。そんなことで、給与総体を考えて、城南衛管の給与を決めるということが基本でございまして。

○原田周一委員長 向野委員

○**向野憲一委員** 今、答弁あったのですけどね、かつてはね、民間の勢いのいい時には民間の方が少し高くて、公務員はそれを目標にしながら来たのですが、まあ社会情勢によってかなり変わるのですけども、やっぱり今、公務員が占める購買力というのは非常に大きなものがありますので、そういう面からも、今のサイクルを続けたら、これ余計にひどくなるというのが今、非常にあたかも云われていますので、そういう点も見極めながら、必要な時には是正をして頂きたいなどお願いをしておきたいなと思っています。

○**原田周一委員長** 他に、質問はございませんでしょうか。他に、質問がないようですので、次に、二点目の城南衛生管理組合地球温暖化対策実行計画書（第2期）地球元気プランⅡについて、説明をお願いします。 芦原参与

○**芦原 昇参与** この地球元気プランⅡを、ページに沿って説明させていただきます。先ず最初に実行計画というのは、城南衛生管理組合から出る、二酸化酸素の量を5年間掛けて、やっぱり色んな手立てをしなければいけない。基本的には、京都議定書を守るためには、自治体とか公務員の役割というのは、非常に大きいですというのが根底にありまして、城南衛管でも16年度から20年度、第1期やりました。今度又、第2期やるということで、その説明をさせていただきます。先ず最初に、元気プランという名前が付いているのですけども、地球を元気にしようというのが一つと、それから、物を削減しようということになったら、段々元気が無くなっていくので、職員も元気に、やろう、ということで、これは専任がネーミングしたのですけれども、そういう名前を付けさせてもらっています。それで今度はⅡということで、全体的にⅠの総括と、これからⅡ、どういうことをやりますということを説明させて頂いています。先ず1ページ目ですけども、これは計画の背景ということで、最初の方は温暖化のメカニズムということの説明させて頂いています。それから中盤では日本の状況、どういう形で削減をするか、それから外国の状況も含めて書かせて頂いています。それからそれを受けて、城南衛管ではどうしようということで、下から5段目なのですけども、よりフレキシブルにということで、現在25%、新しい情報が出ていますので、その情報もこの中に盛り込みをさせて頂いています。それから2ページ目はこの実行計画、法的な根拠は何だということで、地球温暖化対策の推進に関する法律というがあります。そこで20条の3で、都道府県とか市町村は実行計画を作って削減しなさい。じゃあ一部事務組合はどうなのかということで、その下に策定マニュアルというのがありまして、一部事務組合も市町村に準拠して、やりなさいということがハッキリと明記されています。今回、同じような全国レベルで1日100トン

焼却で、人口が15万から30万、同じような所に調査をかけました。未だ、全部帰っていないですけども、22返っています事務組合から。その中で実際やられているのは7なのです。ですから他の所は全部やられていると思ったのですが、そういう外の状況を見て、城南衛管は進んでいるんだと思ったのですが、後、目的とか目標につきましても、数字が全部良いとは云いませんけども、かなり低い数字でやられています。それが状況的なのですけども。それから後、2番目に書いていますのが、実行計画の策定の趣旨。温暖化とか色んなマネジメント活動を継続的にやんなあかんということで、1期やりましたので、それで止めることなく、2期も頑張りますよということを書かせて頂いています。それから、3ページ目からは、既にやりました16年度から20年度、5年掛けてやったことの総括をさせて頂いています。先ず計画の期間ですけども、平成13年度を基準年にしまして、16年度から20年度、5年間で二酸化炭素を落としますよということを書かせて頂いています。2番目には目標の数値。基準年は45,215トン城南衛管からCO<sup>2</sup>を出してしまして、それを20年度に40,715トン、約10%減らそうということの目標を建てました。それから、3番目は計画の対象範囲ですけども、これはISOも関係無しに全部サイトを対象にしております。4番目は温室効果ガスの算出方法なんですけども、二酸化炭素を含めて5つガスがあるのでですけども、それを計算させてもらいまして、使用量に排出計数を掛けて出させて頂きますということを書かせて頂いています。それから4ページですけども、実際どうなったかということで、45,215トンを4万トンぐらいにしようということが、実際にやりましたら36,147トンということで、約2倍の20%減らすことが出来ました。減っている中の根拠は何かということなのですが、先ず一つは電気使用量です。電気使用量はやはり売電もしていますし、それから省エネ活動もやっています。もう一つは沢2の工場を閉鎖しました。そういうことで電気使用量がかなり減っております。それから後は廃プラスチック。この5年間で、勿論、城南衛管の努力もあるのですが、世の中がやっぱり不況になって排出も落ちたというのもあるのですけども、排出量が落ちたら廃プラの量も若干減るということで、その分も効果的に作用しているかなと思っています。それから増えた部分なのですけども、クリーン21で若干、溶融炉の関係で灯油が増えましたが、こちらの沢の方で沢1の白灯油の努力で減ったのと、それから沢2が閉鎖したということで、大きな押し上げ効果になっております。それから三番目は、排出量の状況ということで、先ず本庁につきましては約6%ぐらい落ちているのですが、これは、省エネ活動だと思っています。それからし尿処理部門ですけども47%落ちました。やはり、閉鎖の部分がかなり大きく作用しています。後は省エネ部分も入っていますけれども、やっぱり閉鎖の部分が大きく作用しています。それからごみ処理の方ですけどこちらの方は今、

云いましたように売電効果とか、それと廃プラなんか若干落ちたということで、そういう効果が出ているのだろうということで、全体的に20.1%落ちたという数字になっています。それから5ページですけども、じゃあ、項目別にみて見ようということで、例えばガソリンとか、白灯油とか、軽油とか全部項目別に、基準年度からどうなったかということで、ほぼ減額になっていますが、先ほども言いましたように、溶融炉の関係で、若干灯油と、それから軽油、溶融スラグを運んだりする時にトラックを使いますので、その分が若干微増したかなと思っています。それからその下のグラフですけども、36,147トンの内訳です。これを見て頂いたら分かりますように、ほとんど廃プラです。かなり大きな割合を占めていると、ですからやはり廃プラ対策というのも非常に大事になってくるかなと思っています。それから6ページですけども、温室効果ガス別に13年度から20年度、どういう経緯をしたかということで、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、全部減っています。下のハイドロフルオロカーボンと六フッ化硫黄につきましては、数字がちょっと高いですけど、これは四捨五入の関係でこうなっているだけで、ほぼ横並びですので、基本的には全部のガスを減らすことが出来たのじゃないかなと思っています。下のグラフですけども、36,147トンの内訳ですけども、ほぼ二酸化炭素が95%ぐらいを占めているという内容になっています。それから次のページですけども、7ページは、この13年度をベースにしながら、この5年間の動きをそれぞれ、16、17、18、19、20ということで、本庁と、し尿と、ごみに分けて、こういう形の推移を描きましたよということを書かせてもらいました。それを分かり易いようにその下のグラフにしています。一番左が基準年、後、1年目、2年目、3年目、4年目、5年目が最終年度、それで目標値がこれだけです。ということになっています。これで見ると、大体20年度かなり行ったなというのが分かって頂けると思います。それで大体全部右肩下がりなのですけども、2年目から3年目に掛けて若干上がっています。これは丁度、沢が閉鎖しまして閉鎖したら、2つのものを一つにしましたら、半分になるかということ、そうじゃないですね。やっぱり若干色んな部分で割増しになったりする部分がありますから、その部分が反映したかなと思っています。それから8ページ目は、いよいよこれからこの5年間掛けてCO<sup>2</sup>を落としていくということなのですが、まず、計画期間ということで、平成21年度から25年度の5年間。勿論、基準年度を変えますと数字が変わりますので、平成13年度を基準年にして頑張っていこうというふうにしております。それから対象範囲ですけども、基本的には全部全ての庁舎が対象になります。それから対象となる温室効果ガスと算出方法と書いているのですが、ガスにつきましては二酸化炭素を含めまして5種類。その下に算出方法というのを書かせて頂きました。まず、例えばガソリンですけども、ガソリンはガソリン

を使用したものに2.3587これを掛けて頂いて、二酸化炭素は計数的に1ですから、それがCO<sup>2</sup>を排出した量になるという数字です。それで見て頂いたら一番下の廃プラスチックが非常に高い数字になっています。これは大体1キロの廃棄物の中に666ぐらいプラスチックが含まれていると計算ですけど、そういう計算でいきますから非常に高い数字になっています。次のページを見て頂きましたら、メタンと一酸化二窒素を書かせて頂いています。例えば、メタンと一酸化二窒素、ほとんど車なのですね。車でも普通の小型乗用車ガソリンタイプ、これがメタンとそれから一酸化二窒素を出しますよという数字なのです。一番上の普通小型乗用車のガソリン。これ使用量に対しましてこの横の計数、0.0000256この数字を掛けます。ただしメタンですので、二酸化炭素の21倍、メタンというのは温暖化になるという、寄与するのでね、悪い方に。前にNHKでも海の底のメタンが問題になったのですけれども、二酸化炭素の21倍、普通、息をしたら1で、ゲップをしたら21なのですけれども、それだけメタンというのは、この量に。それにプラス、同じ車ですと一酸化二窒素ということで、走った部分に0.0000168を掛けまして、今度、一酸化二窒素というのは310倍、悪い方に効果があるというそういう数字になっています。それから後、ハイドロフルオロカーボンと六フッ化硫黄というのは、ハイドロフルオロカーボンというのは、エアコンで、数字的には殆んど知れています。それから六フッ化硫黄というのは、変電器、変圧器を持っていますので、あんまり沢山出ないですけど、そこで明示をさせて頂きました。それで10ページですけども、一番は国と京都府の流れを書いています。京都府も10%減らそうという目標になっています。城南衛管は沢山CO<sup>2</sup>を排出する事業者だということで、京都府に毎年届けをさせてもらっているのですけれども、そういった状況を書かせて頂いています。それで二番目に城南衛生管理組合の削減目標ということで、これから5年間の目標を明示しました。45,215トンに対して目標年としましては、35,085トン。22.4%減らしていこうという計画にしました。その下のグラフは、例えばこの平成13年度が45,215トンで、目標年の平成20年度が40,715トン、実際にやれたのが3番目の平成20年度でこれだけやれましたと。4番目が、今度私達が建てた目標なのです。13年度から比べれば、非常に落ちていますが、20年度から比べればそんなに落ちていない。正直に言いますと、第2期につきましては、例えば電気使用量、売電するとか、閉鎖するとか、折居の更新をするとか、そういうものが無いのです。丁度、過渡期になってくるのです。ただし、ここで減らす一つのポイントというのは、廃棄物なのです。元々私達は廃棄物行政ですから、自分達がこれからやる非常に地道な活動になると思うのですけれども、自分達がやる根幹に係わる仕事なので、この中で一番大事な一里塚というふうに書かせて頂いているのですけれども、数字的には中々減らな

い部分があるのですけれども、やっぱり一番大事な時期かなと考えております。それから11ページと12ページですけれども、これは今度25年度の目標値に対しまして、13年度の基準年の比較と、それから12ページは、20年度と今度25年度との比較というのを付けさせて頂きました。それで、当然かなり第1期でやっていますから、13年度と比較しますとかなり落ちます。全体的いえば、最初の部門別でもかなり落ちていきます。それから活動区分別でも、白灯油と軽油以外はかなりもっと落ちるといふ数字になります。それから二酸化炭素を含めましても、全部右方下がりをしていくということになっています。じゃあ、20年度と比べたらどうなのかというのが12ページです。やっぱりここで、本庁とし尿部門というのはゼロになっています。これはかなり省エネをやりつくしたと。これからはこれを守っていくのが、大変なのです。このゼロというのは非常に大変なのですけれども、これをゼロでやっていこうと。後ですね、ポイントとしましては、ごみ処理部門でかなりその分、落としていけるのじゃないかなという数字になっています。それから、活動区分別に見て頂きますと、燃料なんかは全部ゼロベースです。省エネをやりつくしたと。電気につきましては0.6。これは太陽光発電とか、それからLEDを検討したり、インバーターなんかを検討したりで、その部分で未だもう少し落ちるのじゃないかなというふうに考えています。それから、廃棄物処理というのは燃やしたら、ですから廃棄物の量、25年もっと、廃棄物の量は落ちると思っています。ですから燃やしたら当然落ちますので、その部分とかですね、埋立地、もう奥山の埋立地は13年で閉鎖していますけど、それ以降につきましては、木くずとか、繊維くずが、何年間か掛かって落ちていきますよということで、確実にこの部分は反映されていくと思います。それから廃プラスチック。ここらがこれからのポイントではないかなと思っています。それで温室効果ガス別に見ますと、やっぱりこれからはメタン。奥山の埋立地が閉鎖で、もう終わりましたから、そこから数字的に落ちていくというメタンの部分が非常に今後大きなポイントを占めるのじゃないかなと考えております。それから13ページ見て頂きましたら、じゃあこれからの取組項目ということで、基本的な区分を6つ書かせて頂きました。一つは今私達は、ISO14001マネジメントシステムをやっているのですけれども、それを更にグレードアップして、自主宣言をしようとして、これはちょっと後で、全てを話し終わってから、自主宣言の話をさせて頂きますけれども、自主宣言をして更にマネジメントシステムを進めていこうと思っています。それから二番目は太陽光発電。これを導入します。それからLEDとか、インバーター方式についても検討していきたいと考えております。それから三番目は廃棄物処理。これも一つのポイントになるかなと思っています。それから四番目につきましては、第2期に折居清掃工場更新はしませんけれども、この時期にやはり、第3期以降色んな枠組みを作っていきたい

と考えております。それから五番目が、公用車の更新予定ですね。これを出来るだけエコの方に対応出来るような形にしたいと思っています。それから六番目ですね。再生事業として、植樹。二酸化炭素の排出量で、植樹というのは中々ポイントにならないのですけれども、やっぱりそういった数字だけじゃないですね、そういった活動もやっていくべきじゃないかなということで、入れさせて頂きました。それで主な削減計画ですけれども、今、21,000Kwhと書いていますけれども、一般家庭の7倍ぐらいの太陽光発電ですけれども、これを補助金を使いながらエコポートの上につけていこうかなと考えています。それから、廃棄物に関しましては廃プラスチック。これは20年から25年、更に落ちますのでその中で、183.4トンこれは規準年。20年度と比べて69トンこれぐらい落ちるのじゃないかなと。それから三番目ですね、これは焼却、燃やした時に落ちる分。これぐらい落ちるのじゃないかなと。それから四番目が、さっき云いましたメタン。埋立地から出るメタン。計数的に確実に落ちていこうと考えております。それで具体的に取組をどんなことをするのかということは、14ページから15、16ということで、この表のように色んな取組を、これIOSO活動で色々やっていますけれども、それを更に進めていこうと考えています。最後は17ページが、この計画の推進の体制というのをここで明示させて頂きました。実行計画の総括的な推進は、地球温暖化対策推進本部というのを作ってしまして、専任副管理者と両部長と広報情報課長と、広報情報課の参与で構成して、そこで決めていこうと。それから具体的な推進というのは、全所属長で構成する地球温暖化対策推進会議で行なっていくと。後は、研修体制。これは継続的な研修というのは絶対必要ですので、研修体制まで持つていこうと。後は公表。必ずこの実行計画は公表しなさいと、これは法律です。どんな媒体を使ってもいいですよということなので、うちの場合は、やはり広報紙をメインに使いながら、私達はこんなことをやっていますよという公表をしていくと。いうふうに考えています。

それで、先ほど云いました、ちょっとだけ、自主宣言の話をさせて頂きたいのですけれども。実は、14001で外部認証審査制度を持っています。自主宣言は何だと言いますと、14001で、外から審査を受けるのじゃなくて、自分達で審査をするシステムを作ろうということを考えています。一般的に自分達でやったら、グレードがダウンするとお思いでしょうが、基本的に言えば僕はグレードアップするものだと思っています。やっぱり自分達でやるだけに、かなり強い倫理観と、それからコンプライアンス。後は、環境に対しての想いとか、そういうものがないと出来ないと考えています。自主宣言にいける四つぐらいの条件があると思っているのですけれども、一つはトップダウンが効いた組織。環境というのはボトムアップというのはトップダウンですから、トップダウンが効いているかどうか、それが一つ。後は、地道な研修をやっているか、それが二つ。それ

から地道な研修をやる時に、専門家がいなくてお金が掛かりますから、そういう専門家がいるかどうか。もう一つは、ISO14001の監査というのがあるのですが、内部で監査が出来る力量を持った人が養成されているかどうか、この4項目これが大きなポイントだと思います。丁度、3年に1回更新を受けています、22年度がその丁度、更新に当たります。もうこの際、ハードルが低くないですけども、やれるのじゃないかということですね、一遍その自主宣言、挑戦してみよう。最終的には外部認証も大事なのですけれども、1年に1回しか来ていただけませんので、中々、やり繰りとか出来ない時間が掛かります。それから審査のための審査になってしまっているという組織もあります。自分達でやるということは、自分達でやるところですから、より自主的なことが出来るのじゃないかと考えています。このISO14001の規格は、元々、自主宣言をしないという規格なのです。適用範囲の中にも、一生懸命マネジメント活動をやっているところはどこでも出来ますということが、ハッキリと明記されています。じゃあ、一番のポイントはそれをどう証明していくか、これが一番大事だと思うのです。証明の方法としては4つぐらいあると思うのです。先ず一つは、自分達で証明する。これは第一者証明なのです。それから二番目は、利害関係者に色々証明してもらおう。これは、ISOの環境の9001、品質の方が多いのですけれども、利害関係者に審査してもらおう。それから三番目は、例えば色々資格を持った方に審査をして頂く。これは第三者でやるのですけれども、自分達が主体を持ってやりますから、第一者証明だと思っています。それから四番目は、私達が今まで外部認証していました、そういう外の審査員に審査をしてもらうという方法があります。城南衛管は先ずこれからどうしようかということなのですけれども、一つは、自分達で証明する。これが一つ。それと同時に外部の専門家に来て頂いて、その証明をして頂く。このコラボで暫くやっただけかなと、中々どれだけのことが出来るか分かりませんが、最終的には14001の究極は、そこにしていると思っています。一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○原田周一委員長 説明が終わりました。それでは質問等があればお聞きいただきたいと思ひます。 西川委員

○西川博司委員 4ページですけども、温室効果ガスの排出を減らすためには、電気使用量を減らすというのが一つの対策だということ書かれてあります。電気使用量が減ったということで、その要因の一つは沢第2清掃工場の閉鎖と、クリーン21長谷山の売電効果。それから、奥山リユースセンター排水処理施設の停止と考えられますということで報告をされておまして、クリーン21長谷山の

売電効果、これについては、ごみ焼却で発生する熱を無駄に使わずに捨てないで、別途再利用するという事で、電力会社は化石燃料を使う量を減らすことに、結果繋がりますよね。温室効果ガスの排出を抑えることが出来るということで、それによって、温暖化防止になるということについては良く分かります。分かるのですけどね、後ね、沢2清掃工場の閉鎖によっては、どんな効果があるのか。それと今、沢第1清掃工場を使っておられる訳ですけども、そこで処理出来ないし尿を洛南浄化センターに投入されておりますね。そこで温室効果ガスが、そこでは増える訳ですね、その、そこで増えて、閉鎖することによって減ったと。この比較がされたかどうかですね。それが必要じゃないかと思うのです。それからもう一つは、奥山リユースセンター排水処理施設の停止というのは、これどういうものか、私も勉強不足なので、ちょっと教えていただきたいと思います。それから、もう一つ12ページですけども、焼却・埋立、ここを改善することによって25.7%を削減するという事で、目標として掲げられている訳ですけども、そうすると今、焼却したり埋立てたりしているものを、更に又、新たな分野の資源ごみとして、資源として取り出していくというようなことも考えられていくのか、その辺の戦略というのはどう考えておられるのか、その点、3点質問させていただきます。

○原田周一委員長 芦原参与

○芦原 昇参与 沢2の閉鎖の分ですけども、沢2というのは、白灯油と電気これがもう両輪です。後は、細かい省エネ活動がありますけれども。し尿の方ですね、向こうに出した分を比較したかということなのですけども、それはしておりません。実行計画ではそこまで求められていないので、それはしておりません。単純に減らす方だけと。ただ、そういう大きな量、どういう形の分になるかというのは、勿論しかし、そこに送るまでのことは、このクリーンピア沢でやっておりますので、そんなに大した数字にはならないと思っております。それから、埋め立ての部分ですけども、埋立地に対しましては、埋め立てた物はそのまま埋め立てていくということで、例えば建物層でしたら7年ぐらいでゼロになるだろうと、計算上ですね。紙とか繊維は15年でゼロになると。木屑につきましては75年でゼロになると、計算方式ですね。そういう計算でしていますから、その中の埋立地の物を取り出して、どうしようということはおしてありません。

○原田周一委員長 浅田施設部長

○浅田清晴施設部長 奥山排水処理施設の閉鎖ということなのですけども、これ

は、クリーン2 1 長谷山稼働と同時にそちらの方に浸出水というか、処理水を送っておりまして、そこで処理をして再利用をしているということです。

○原田周一委員長 西川委員

○西川博司委員 奥山リユースセンターの、この排水処理施設については分かりました。再利用ということでやっておられるということで。洛南浄化センターに送られていること、これについて計算してないということですけど、計算し難いとは思いますが、どのぐらいの効果があるのかね、計算はしていない、極僅かといってもね、どれだけか示してもらわんとね、やはり評価出来ないですよ。埋立ですけども、これは新たに取り出してということは考えてないけれども、埋立とか焼却によって、かなり土に戻っていくというそういう効果ですね。そういうことは、もう少し破碎を細かくして土に戻るのが早くするとか、そんなことも考えておられるのかどうかですね。

○原田周一委員長 芦原参与

○芦原 昇参与 クリーンピア沢の分は、実際仕事としてやってその負荷に掛かった分は全部クリーンピア沢の中でやっていますので、どの部分がそこに送っている分かというのは、ちょっと分かり難いと思うのですが、それと沢2を閉鎖した時で、大体CO<sup>2</sup>の削減効果というのは、2,000トンぐらいの効果がありますので、その何がしかが、でも向こうに送っている分で、どれだけの分をどう負荷しているかというのは、実際例えば送る時に、電気はこちらでオンしていますからその分を。ですから向こうに送り出している時にどれだけの負荷が掛かっているかというのは、把握もしていませんし、必要もないと思っています。埋め立ての方につきましては、これは自然に返っていくと、その分に関しましては、ですからそこに手立てをするということはありません。

○原田周一委員長 吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 この横の浄化センターにそれを投入しなかった場合は、まだ、このし尿工場2つ運営しないかん訳です。2つの内1つを閉鎖した訳です。その効果があるということですね。それは今、数字で申し上げました。それから投入するのは、それは向こうの方で幾らCO<sup>2</sup>を発生させとるか、それは計算しなくてもいいのです。向こうで頑張った方がいいのです。そういうことになっているのです。

○原田周一委員長 西川委員

○西川博司委員 そこがね、閉鎖は、し尿量が減ってきて、2つ動かすのを1つにまとめるということで、それはいい訳ですね、それは、評価はすべきだと思うのですね。いずれ、せなあかん訳ですわね。ただ、そっちに送っているから、そっちのところでどれだけ増えるかは、向こうで考えたらいいことだということですけどね、やはりこれは、どのぐらい増えるということで、それを総体したらこれだけ減るということも、やっぱり考えるべきだと思うのです。それは意見がちょっと合わないので、この辺にしておきます。

○原田周一委員長 芦原参与

○芦原 昇参与 確かに、実行計画というのは、かなり幅を持たされています。マニュアルに基づいて、じゃあ、やってないのかじゃないですよ。でも、マニュアルに基づいてやっていますし、例えば5万人未満の市町村やったら、二酸化炭素以外は計算しなくていいとかね、結構、幅を持ってるあれなのです。ですから、そのマニュアルに従ってやっていますので、先生、おっしゃったこと、若し、数字とか掴めたりするのでしたら、それは確認したいと思えますけれども、特に今回、実行計画を作った時に、手抜きがあったとは考えておりません。

○原田周一委員長 吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 それとね、向こうから言わしたら、大量の処理をしているのです。城南衛管、投入してもうても、しれてますにやあ、というのもあるのですよ。だから大したことじゃないのです、それは。感覚的じゃないですよ、私の言うてるのは。量的に向こうは云うてました。

○原田周一委員長 よろしいですか。他に。大西委員

○大西吉文委員 今のご意見聞いていましてね、西川委員さんの言うことも分かるのですけれども、ここに関しましては、私も3回ほど議員やらせてもらっていますけれども、比較的、こう先進的に時代のニーズを素早く取り入れて、頑張っているということでございますし、今、おっしゃっているのは、当然向こうへもって行けば、今度は洛南浄化センターさんが、私ところを見習って向こうもそういうエコに対する啓蒙活動というのですか、そういうことをやって頂くように、

又、併せてこっち側からもそういう、こっち側のシステムですね、模範になるようにやって頂けるということは、我々、構成市町の議員としても誇りに思いますので、出来るだけそういう形で頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○原田周一委員長 吉村専任副管理者

○吉村 弘専任副管理者 今、大変いいご質問を頂いたのですけれども、向こうの方も熱心でしてね、一つは環境まつり、先日致しましたけれども、一緒にさせてもらっています。京都府の施設でございますけれども、宇治市の上の方でございます浄水場、あそこもISOを取ったりですね、色々やっていますので、その辺のところはよく勉強されていると思いますし、特に処理場ですので、やはり公害関係、色々気を使ってやっているようでございますし、その辺は又、引き続き協議をして、一緒に頑張っていきたいなと思っておりますので。ただ、浄化センターさんだけじゃなしに、彼、今度定年退職で今、参与で来ておりますけれども、それこそ元気プランやないですけど、元気なのです。先日も城陽市の職員さん対象に環境の研修に行っております。また宇治田原町さんにも行っておりますので、構成市町も含めて、元気で一遍、環境の改善をしていきたいなと、こんなふうに思っておりますので、よろしく一つ、ご支援をお願いしたいと思います。又、何か講師で呼んで頂く時は、また彼を利用して頂いたら結構かなと思いますので。資格も持っているのです。

○原田周一委員長 他にございませんか。向野委員

○向野憲一委員 12ページの③のそこなのですけれども、部門別の削減目標で、これ本庁管理部門、し尿処理については中々、20年度比でプラマイゼロというのがありましてね、25年度温暖化計画を実行する時に、目標がゼロということで、姿勢の問題として、どうなのかというふうに思うのですけれども、如何でしょうか。

○原田周一委員長 芦原参与

○芦原 昇参与 一応、中でも論議をしたのですけれども、正直言いまして、かなりやりつくした分もあるので中々、確かに先生おっしゃるように姿勢の問題も含めてあるのですけれども、制度として全くやらない時のそのままゼロなのだ、これは継続的改善にならないと思うのですけれども、かなりやりつくした中で

口なので、もう一遍これを頑張って、勿論そう書いていますけれども、それより落ちるかも分からないので、ちょっと色んな未知なゾーンにも入りますので、おっしゃるようにそのままゼロになっていますけれども、私達は偶々数字はゼロですけれども、現状維持が良いとは考えておりません。出来るだけこの数字よりなんとか落として行くようなことはしたいと思っておりますけれども、数字的には、もう正直言いまして、担当者含めましてかなり厳しいなということで、ゼロをベースで置かせて頂きました。指摘を十分踏まえまして、これから5年間頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○原田周一委員長 向野委員

○向野憲一委員 努力をこれまでもしてきたと、今後もやると。そういう中で、やっぱりゼロという目標とね、数字を挙げての目標と、これは違うと思うので、折角努力しているにも拘らず、そうして頂いたほうが良いのかなという気がしますので。

○原田周一委員長 芦原参与

○芦原 昇参与 全体的に云えば、2. 何がしの数字は出ますけれども、確かに部門別に分けると、そういう形になります。おっしゃることもよくわかりますので、これは数字としてゼロですけれども、頑張って、決意表明に変えさせて頂きたいと思ひます。(向野憲一委員：「是非、期待しています。」)

○原田周一委員長 他に、ご質問ございませんでしょうか。他に、質問がないようですので、次に、協議事項の、閉会中継続調査の申し出について、でございます。

○原田周一委員長 おはかりします。閉会中継続調査の申し出について、総務常任委員会委員長名にて申し出することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○原田周一委員長 ご異議がないようですので、閉会中の継続調査の申し出について、委員長名にて申し出することに決定いたしました。

○原田周一委員長 以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

午前11時23分閉会